

2006年 7月 日

様

アスベスト被害から県民の命を守る
千葉県センター 代表 長谷川吉則
(連絡先)

千葉市中央区長洲1-10-8

自治体福祉センター3F

電話：043-225-3390

アスベスト問題に関する要請書

昨年来の報道で明らかなごとく、アスベストによる健康被害者は、今後数十万人の顕在化が懸念されるなど大変深刻な実態にあります。

このような、深刻な状況に至らしめた責任は、国の不作為による対策の遅れにあります。国や自治体には、一刻も早い抜本対策を行う責任があります。

対策の第1は、アスベストを加工・運搬・処分にかかわるなど直接的曝露をしている人。アスベストが付着した作業服などが自宅に持ち込まれて曝露した家族など関係者。アスベストを使用する建設資材や電化製品等により、何らかの形ですでに曝露されている人など、すでにアスベストの曝露を受けている人たちに対する、被害の早期発見と早期治療の実施です。第2は、今後新たにアスベスト曝露を受けないようにする予防対策です。また、安心して治療に専念できるよう補償制度の充実を図る事も必要です。

自治体には、住民が安心して安全に生活できるようアスベスト対策を行う責任があります。以下に掲げる施策について実現くださるよう要請いたします。

要請項目

- 1、アスベスト住民健康診断を制度化し、助成を行って下さい。
- 2、アスベスト使用施設従事歴のある自治体職員の健康診断を実施して下さい。
- 3、住宅及び多数の市民が利用する建築物を対象に、アスベスト吹き付け材の分析調査及び除去等に要する費用に対し、助成を行って下さい。
- 4、アスベスト被害の実態について住民に啓蒙活動を行って下さい。
公民館などを活用し、アスベスト学習会を開催して下さい。
広報などを活用し、住民にアスベストに関する情報を掲載して下さい。
アスベストに関する自治体独自のパンフレットなどを作成し配布して下さい。
- 5、自治体病院を持つ自治体は、病院に住民からの相談・診断・治療を行える体制を速やかに確立して下さい。
- 6、国に対し、すべてのアスベスト被害者に補償を行うこと及びアスベスト新法適用の時効を廃止する等、制度の抜本的改正を求める要請を行って下さい。

以上

2006年 7月 日

様

アスベスト被害から県民の命を守る
千葉県センター 代表 長谷川吉則
(連絡先) 千葉市中央区長洲1-10-8
自治体福祉センター3F
電話: 043-225-3390

アスベスト問題に関する陳情書

< 陳情趣旨 >

昨年来の報道で明らかなごとく、アスベストによる健康被害者は、今後数十万人の顕在化が懸念されるなど大変深刻な実態にあります。

このような、深刻な状況に至らしめた責任は、国の不作為による対策の遅れにあります。国や自治体には、一刻も早い抜本対策を行う責任があります。

対策の第1は、アスベストを加工・運搬・処分にかかわるなど直接的曝露をしている人。アスベストが付着した作業服などが自宅に持ち込まれて曝露した家族など関係者。アスベストを使用する建設資材や電化製品等により、何らかの形ですでに曝露されている人など、すでにアスベストの曝露を受けている人たちに対する、被害の早期発見と早期治療の実施です。第2は、今後新たにアスベスト曝露を受けないようにする予防対策です。また、安心して治療に専念できるよう補償制度の充実を図る事も必要です。

自治体には、住民が安心して安全に生活できるようアスベスト対策を行う責任があります。以下に掲げる陳情項目について、議会にて審議いただき、国への意見書提出を含めて採択くださいますようお願い申し上げます。

< 陳情項目 >

- 1、アスベスト住民健康診断を制度化し、助成を行って下さい。
- 2、アスベスト使用施設従事歴のある自治体職員の健康診断を実施して下さい。
- 3、住宅及び多数の市民が利用する建築物を対象に、アスベスト吹き付け材の分析調査及び除去等に要する費用に対し、助成を行って下さい。
- 4、アスベスト被害の実態について住民に啓蒙活動を行って下さい。
公民館などを活用し、アスベスト学習会を開催して下さい。
広報などを活用し、住民にアスベストに関する情報を掲載して下さい。
アスベストに関する自治体独自のパンフレットなどを作成し配布して下さい。
- 5、自治体病院を持つ自治体は、病院に住民からの相談・診断・治療を行える体制を速やかに確立して下さい。
- 6、国に対し、以下の3点で制度の抜本的改正を求める意見書を提出して下さい。すべてのアスベスト被害者に対し補償を行いアスベスト新法適用の時効を廃止すること、自治体が行う独自の救済・予防対策に対する財政的支援を行うこと、相談・診断・治療の体制をより充実すること。

以上

石綿被害対策に関する意見書（案）

石綿被害の現状は、昨年6月、兵庫県尼崎市のクボタ周辺住民に、石綿被害が発生していると報じられたことをきっかけに、石綿被害が全国的課題として対策が行われています。しかし、石綿被害の拡大は、国の対策の遅れもあって、今後数十万人の人が発病すると予測され、大きな社会問題になることは必至の情勢にあります。

国は、石綿対策の不十分さを認め、被害者早期救済を目的に「石綿被害者救済法」を制定しました。石綿新法は、隙間なく被害者を救済することを目的にすると期待されていましたが、実態は新たな時効問題の発生や認定基準をより厳しく運用することにより、石綿被害者であっても救済されない隙間だらけの救済法となっています。特に、自営業者の石綿被害救済に対しては、まったく機能していないと指摘せざるを得ない状況があります。

さらに、今後予測される被害を最小限に食い止める予防対策については、最も重視されるべき現場の意見が十分反映されず、表面的な対策に終始している状況にあります。予防対策は、一般住宅の解体にあたり石綿検査費用に補助金を支給するなど、より具体的なものでなければなりません。また、石綿健康診断の実施や石綿の被害の疫学調査の実施、自治体病院での石綿被害者の相談・診断・治療体制の整備等、地方自治体段階の対策の充実を図る必要があります。

については、下記の内容を早期に実施されますよう、地方自治体法第99条の規定により意見書を提出します。

記

- 1、国は石綿対策の遅れを認め、石綿問題の悲惨さ深刻さを真摯に受け止めて、すべてのアスベスト被害者に対し補償を行うとともに、再び時効による救済の道を閉ざすことのないようにするなど、救済制度の早期充実を図る改定を行うこと。
- 2、地方自治体が行う独自の被災者救済対策や石綿予防対策に対し、財政的支援を行うこと。
- 3、国は、被災者の相談・診断・治療の体制をより充実すること。

2006年 月 日

議会議長

内閣総理大臣 小泉純一郎 様
厚生労働大臣 川崎 二郎 様
環境大臣 小池百合子 様